

倉吉市上下水道局企業管理規程第4号

倉吉市公営企業の管理者の権限を行う市長についての倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市公営企業の管理者の権限を行う市長についての倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年倉吉市条例第24号）第6条に規定する実施機関が別に定める事項については、倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年倉吉市規則第4号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（倉吉市公営企業の管理者の権限を行う市長が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 2 倉吉市公営企業の管理者の権限を行う市長が保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年倉吉市水道事業管理規程第7号）は、廃止する。